一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会懲戒規定

第1条(目的)

この規程は、一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会(以下「本会」という。) 定款第8条及び第9条の規定に基づき、本会の会員(特別会員を除く。以下同じ。)の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(懲戒対象となる行為)

本会の会員の資質を高度に保つため、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会は 理事会の決議を経て当該会員に対し本規程に定める懲戒処分を行う。

- 1本会の定款または関係法規・条例に反する行為。
- 2本会の名誉又は信用を毀損し、その他会員としての品位を損なう行為をしたとき。
- 3 その他、理事会が客観的に考慮して必要不可欠、かつ、妥当と判断した場合。

第3条 (懲戒処分の形式)

会員の懲戒対象となる行為を認定した場合、理事会は本会定款の第8条及び第9条の定める手続きに従って、当該会員に対して次の処分を行う。

- 1書面又は口頭による厳重注意
- 2会員としての活動の停止
- 3 除名

第4条(事実の調査と弁明の機会)

理事会は、懲戒処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、 当該会員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

第5条(処分等の通知)

1 理事会は、会員に対する処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員 に通知しなければならない。なお、受領を拒む等通知が困難なときは届出済みの住所宛に 発送することで済むものとする。

2 理事会は、会員に対して処分を行った場合には、理事会の判断により会員総会に報告 する場合がある。

3 理事会は、懲戒対象となった行為の再発防止のための対策を講じなければならない。

第6条(不服の申立て)

- 1懲戒処分を受けた会員は、理事会に対して不服の申立てをすることができる。
- 2 不服の申立ては、懲戒処分の特定及び不服の理由を記載した文書をもって行わなければならない。
- 3 不服の申立ては、懲戒処分が第 4 条に定める通知がなされた日から 14 日以内に発信しなければならない。
- 4 理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。
- 5 不服の申立てを行った会員は、同一事案について重ねて不服を申し立てることはできない。
- 6 理事会は、不服の申立てに対する審査により懲戒処分を変更した場合、その変更を総 会に報告する場合がある。